

## 「令和元年度地域型住宅グリーン化事業」

### 配分ルールについて

- ① 【必要書類】 契約書・承諾書をエントリー期日までに事務局へ FAX またはメールにてご提出して頂きます。
- ② 基本的に1社1棟ずつ割り当てさせていただきます。
- ③ 配分枠以上のご希望があった場合は、未経験工務店および当協会研修事業にご参加して頂いている事業者さまに優先的に配分させていただきます。

#### 【目的・背景】

- I. 当協会にて経験工務店を増やし、グループ全体のレベルアップを図ることで補助金枠の増加を狙います。
- II. レベルアップを図る上で、当協会の活動趣旨に賛同し当協会が考える家造りに積極的に取り組んでいただける工務店様に優先的に補助金活用促進します。

- ④ 補助対象戸数の上限は下記となります。

### **(参考) 工務店1社が受けられる補助金の上限** 国土交通省

	長寿命型		高度省エネ型 (ZEH/ZEH以外) 注1, 注2	
補助金活用実績 ※H27~30	3戸以下 (7戸以下)※被災地 [110万円/戸]	4戸以上 (8戸以上)※被災地 [100万円/戸]	3戸以下 (7戸以下)※被災地 [140万円/戸]	4戸以上 (8戸以上)※被災地 [125万円/戸]
上限額 ※配分は金額	7戸 [770万円] ⇒ 5戸 [550万円] ※ I 期に未経験工務店が一定以上活用したグループの場合 ⇒ 8戸 [880万円]	7戸 [700万円] ⇒ 5戸 [500万円] ※ I 期に未経験工務店が一定以上活用したグループの場合 ⇒ 8戸 [800万円]	2戸 [280万円] ⇒ 3戸 [420万円] ※ I 期に未経験工務店が一定以上活用したグループの場合 ⇒ 5戸 [700万円]	2戸 [250万円] ⇒ 3戸 [375万円] ※ I 期に未経験工務店が一定以上活用したグループの場合 ⇒ 5戸 [625万円]
三世代同居加算の適用を受ける場合の上限額	10戸 [1,100万円] ⇒ 7戸 [770万円] ※ I 期に未経験工務店が一定以上活用したグループの場合 ⇒ 10戸 [1,100万円]	10戸 [1,000万円] ⇒ 7戸 [700万円] ※ I 期に未経験工務店が一定以上活用したグループの場合 ⇒ 10戸 [1,000万円]	3戸 [420万円] ⇒ 4戸 [560万円] ※ I 期に未経験工務店が一定以上活用したグループの場合 ⇒ 6戸 [840万円]	3戸 [375万円] ⇒ 4戸 [500万円] ※ I 期に未経験工務店が一定以上活用したグループの場合 ⇒ 6戸 [750万円]

注1) 高度省エネ型の補助金活用実績は、ZEHの場合はZEHの活用実績、ZEH以外の場合は高度省エネ型全体 (ZEHとZEH以外の合計) の活用実績に応じて区分する。

注2) 工務店1社当たりの高度省エネ型の上限額の算定に当たっては、工務店ごとの高度省エネ型全体 (ZEHとZEH以外の合計) の補助金額を用いる。